

第2項 みどりを守り育てる仕組みづくり

(1) 緑化委員会・緑化協力員制度

区は、区民参加による緑化を進めるため、「緑化委員会」「緑化協力員」の制度を設けています。緑化委員会は区長の附属機関として設けられ、区の緑化行政に対し、提言を行っています。

一方、緑化協力員は、公募による100人の区民が、それぞれの地域で自主的に緑化活動を行っています。

(2) 花とみどりの相談所

みどり豊かなまちを実現するためには、区民の理解と協力が欠かせません。区では様々な機会を利用して、みどりに関する知識の普及や緑化についてのPRを行い、みどりに関心を持ち、愛し育む区民の意識を醸成しています。

みどりに関する情報発信の拠点である「花とみどりの相談所」では、植物の栽培や管理についての相談を受けるほか、花とみどりにまつわるさまざまな分野の講習会や展示会を開催しています。平成18年度には区のみどりのシンボルであることをアピールするために、屋根を緑化し、みどりと共生するまちのかたちを具体的に区民に示しています。

(3) 練馬みどりの葉っぱい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育てていくために、平成16年10月、区は「練馬みどりの葉(は)っぱい基金(条例名:練馬区みどりを育む基金)」を設置しました。基金は、寄付金と区の積立金からなり、樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発、みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用します。平成22年3月末現在、約5億4千万円の積立額となっています。

(4) 練馬みどりの機構

平成18年3月には、区民・区内事業者そして区の三者により「練馬みどりの機構」を設立しました。機構は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区内のみどりの保護と保全、育成・活用に寄与することを目的としています。

また、平成21年度には「一般財団法人」格を取得し、みどり30推進計画の実現に向けた区のみどりのパートナーです。